

国立大学法人鳴門教育大学寄附金等受入規程

平成16年 4月 1日
規程第 34 号

(趣旨)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）に対する寄附金及び寄附物品等（以下「寄附金等」という。）の受入れについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(寄附受入れの原則)

第2条 寄附金等は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項に規定する業務に関連する寄附に限り、受け入れることができるものとする。

(寄附の申込み)

第3条 寄附しようとする者（以下「寄附者」という。）は、別記様式第1号の寄附申込書を学長に提出するものとする。

(受入れ決定)

第4条 学長は、前条の提出があった場合において、寄附金等の目的及び条件が適切であり、かつ本学の業務に支障がないと判断して受入れを決定をしたときは、別記様式第2号の寄附受入通知書により寄附者に通知するものとする。

2 学長は、前項により寄附の受入れを決定したときは、経理責任者に通知する。

附 則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

寄 附 申 込 書

令和 年 月 日

国立大学法人
鳴門教育大学長 殿

寄附者

住 所

氏 名

印

下記のとおり寄附します。

記

- 1 寄附の目的
- 2 寄附金等の名称、数量及び価額（金銭にあつては金額及び使用内訳）
- 3 寄附の方法（一括寄附、分割寄附の別、分割寄附の場合はその時期及び金額）
- 4 その他必要事項

別記様式第2号（第4条関係）

寄 附 受 入 通 知 書

令和 年 月 日

殿

国立大学法人
鳴門教育大学長

令和 年 月 日にお申し込みのありました下記の寄附については、ご趣意に添い、お受けすることといたしました。

本学に対するご支援に厚くお礼申し上げます。

記

- 1 寄附の目的
- 2 寄附金等の名称，数量及び価額（金銭にあつては金額及び使用内訳）
- 3 その他必要事項